

若葉区区民対話会実施要綱

(目的)

第1条 市政・区政に関する情報を発信するとともに、区民の意見や提案などを施策に反映していくために、区長が直接区民と対話を行う区民対話会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 テーマ、開催場所、日時及び参加人数、参加者の募集方法等については、各回の実施方針により定める。

(参加対象)

第3条 参加できる者は、若葉区に在住・在勤・在学する者とし、次の各号に掲げる者は参加できないこととする。ただし、傍聴は妨げない。

- (1) 千葉市職員
- (2) 千葉市議会議員

(参加者の募集・決定)

第4条 参加者は区長が指名するか募集する。募集する際は、実施予定日の概ね1か月前に市政だより（区版）、区ホームページにより周知する。参加希望者は次の各号の必要事項を、はがき、FAXまたはメールで若葉区地域振興課宛てに送付する。

なお、電話での受付を行う場合は、これに代わるものとする。

- (1) 氏名、住所、連絡先
 - (2) 前各号に定めるほか、区長が必要と認めるもの
- 2 応募多数の場合は抽選により決定する。
 - 3 参加者・応募者の個人情報、事務連絡にのみ使用する。

(会場に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2)酒気を帯びていると認められる者

(3)前各号に定めるほか、区民対話会を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(参加者及び傍聴者の守るべき事項)

第6条 参加者及び傍聴者は、会場内にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)私語、談話等をしないこと。

(2)酒食または喫煙はしないこと

(3)携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。

(4)みだりに移動したり、席を離れたりしないこと。

(5)その他区民対話会の秩序を乱し、又は進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 参加者及び傍聴人がこの要綱に違反するときは、区長はこれを制止し、その指示に従わない場合は、これを退場させることができる。

(内容の公開)

第8条 当日の対話会議事録については、区ホームページで公表するほか、庁内の情報共有を目的に関係局への配付を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、若葉区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。